

琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要

○ 目的（第1条）

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

○ 基本方針・琵琶湖保全再生計画の策定・実施

基本方針〔国〕（第2条）

- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

琵琶湖保全再生計画〔滋賀県〕（第3条）

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項
 - ・ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項
 - ・ 水源の涵養に関する事項
 - ・ 生態系の保全及び再生に関する事項
 - ・ 景観の整備及び保全に関する事項
 - ・ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ・ 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
 - ・ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
- ◇ 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項
- ◇ その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

国による支援（第4条～第6条）

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

関係者の協力（第7条）

琵琶湖保全再生推進協議会（第8条）

主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長が琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議

○ 国及び関係地方公共団体が講ずべき施策（第9条～第23条）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究等 ・ 水質の汚濁の防止のための措置等 ・ 森林の整備及び保全等 ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生 ・ 外来動植物による被害の防止 ・ カワウによる被害の防止等 ・ 水草の除去等 ・ 水産資源の適切な保存及び管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 ・ エコツーリズムの推進等 ・ 湖上交通の活性化 ・ 景観の整備及び保全 ・ 教育の充実等 ・ 多様な主体の協働 ・ 資料の作成及び公表 |
|--|--|

○ 施行期日等（附則）

1. 公布の日（平成27年9月28日）から施行
2. 法律の施行の日から5年以内に必要な見直し